

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年9月24日

盛岡広域振興局長 高橋達也

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバースサントウン松園店 盛岡市北松園二丁目13番1号

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び代表者の氏名

エ 変更の年月日

(ア) 令和3年5月17日

(イ) 平成27年8月31日及び令和3年5月17日

オ 変更の理由

(ア) 設置者の代表者の変更のため

(イ) 小売業者の代表者の変更及び小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年9月7日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ナカヨー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース西根店 八幡平市平館第9地割126番地

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和3年5月17日

オ 変更の理由 小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年9月7日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び八幡平市役所

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファル上田店 盛岡市本町通三丁目12番5号

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び代表者の氏名

エ 変更の年月日

(ア) 令和3年5月17日

(イ) 平成30年2月28日及び令和3年5月17日

オ 変更の理由

(ア) 設置者の代表者の変更のため

(イ) 小売業者の代表者の変更及び小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年9月7日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所